熊本県熊本市西区松尾町近津
字牧野　九三四番三　一号
九三一番　二号
九二六番一　三号
九一二番　四号
九〇九番　五号
九二一番地先道路敷　八号
九二五番二地先道路敷　九号
字宇土　八八七番　六号
八八一番一の二　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西原川2
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県宇土市下網田町
字西原上　二四〇九番地先道路敷　一号
二四〇七番　二号から四号まで
二三九四番　五号及び十一号
二三八七番　六号から七号まで及び十号
二三八七番地先道路敷　八号及び九号
二三九七番　十二号
二四〇二番　十三号から十五号まで
字片宗　二四二九番　十六号から十八号まで
二四二六番一　十九号

○海上保安庁告示第百三十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。
平成二十五年七月一日
海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所
茨城県つくば市東一―一―一
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三七度東経一三七度四〇分、北緯三七度一八分東経一三八度二〇分、北緯三七度四八分東経一三八度二〇分、北緯三七度四八分東経一三八度一〇分、北緯三八度一〇分東経一三八度一〇分、北緯三八度一〇分東経一三七度四〇分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十五年七月一日から平成二十五年八月一日まで
三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム測深機による地形調査
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　九管区水路通報第二十四号（平成二十五年六月二十八日発行）

人事異動

金融庁

（総務企画局企業開示課企画官）
内閣府事務官　横尾　光輔
願により本官を免ずる（六月二十七日）

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局長）
総務事務官　田口　和也
内閣府に出向させる
（総務省大臣官房付）同　駒形　健一
公害等調整委員会事務局長に転任させる
（公害等調整委員会事務局総務課長）同　米澤　俊介
総務省に出向させる
（総務省行政評価局評価監視官）
同　河合　暁
公害等調整委員会事務局総務課長に転任させる
（以上六月二十八日）

最高裁判所

函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補・函館簡易裁判所判事　曽我　学
東京地方裁判所判事補に補する
兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する（五月二十七日）
東京簡易裁判所判事　吉田　要
徳島簡易裁判所判事に補する（五月三十日）
簡易裁判所判事　高野　芳久
前橋簡易裁判所判事に補する
前橋簡易裁判所判事　丸尾　弘之
東京簡易裁判所判事に補する（以上六月一日）
福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・福岡簡易裁判所判事　北川　幸代
大阪地方裁判所判事補に補する
兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
同　高櫻　慎平
横浜家庭裁判所判事補に補する
兼ねて横浜地方裁判所判事補に補する
横浜簡易裁判所判事に補する
福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補・福島簡易裁判所判事　渡邉　充昭
名古屋家庭裁判所判事補に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する（以上六月十二日）
高等裁判所長官　倉吉　敬
仙台高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事　市村　陽典
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所長を命ずる（以上六月十七日）
京都地方裁判所判事　菊池　洋一
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
京都家庭裁判所判事　並木　正男
京都地方裁判所判事に補する
京都地方裁判所長を命ずる
東京家庭裁判所判事　河野　清孝
京都家庭裁判所判事に補する
京都家庭裁判所長を命ずる
宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事　一志　泰滋
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　福崎伸一郎
宮崎地方裁判所判事に補する
宮崎地方裁判所長を命ずる
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
宮崎家庭裁判所長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　菊池　則明
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する
横浜地方裁判所判事　秋吉　仁美
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上六月二十四日）

○定年退官
簡易裁判所判事坂野尚孝は五月二十九日限り定年退官
簡易裁判所判事山田四十六は六月七日限り定年退官
簡易裁判所判事佐藤洋一は六月十三日限り定年退官
判事西謙二は六月十九日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、第十一回世界生物学的精神医学会国際会議開会式に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、六月二十二日午前九時五十八分御出門、京都府及び大阪府へ行幸啓、同月二十五日午後三時五十八分還幸啓になった。

御見舞電報

天皇陛下は、インド国で発生した水害につき、六月二十七日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

御答信

天皇陛下から四月二十六日トーゴ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二十日御答信があった。

御答電

天皇陛下から五月二十一日イエメン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、六月十三日御答電があった。